



# 町の納税などで スマートフォン決済アプリ「Pay Pay」と 「LINE Pay」をご利用いただけます

「Pay Pay」と「LINE Pay」を利用してお手持ちのスマートフォン・タブレット端末から納付書のバーコードを読み取ることで町の税金などを納めていただくことができるサービスを開始しました。金融機関やコンビニエンスストアなどへ支払いに行く手間が省け、いつでも・どこでも・かんたんに納付することができますので、ぜひご利用ください。

## ●ご利用方法

1. お手持ちのスマートフォンなどから「Pay Pay」または「LINE Pay」のアプリを起動します。
2. 操作画面の指示に従い基本情報などを入力します。
3. 「Pay Pay」の場合はスキャン支払いから、「LINE Pay」の場合はコードリーダーからそれぞれ納付書のバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取り、決済を完了させます。



※詳細なご利用方法についてはそれぞれのホームページをご覧ください。

Pay PayホームページURL [<https://paypay.ne.jp/guide/>]

LINE PayホームページURL [<https://pay-blog.line.me/archives/9187215.html#topic3>]

## ●注意事項

- ・スマートフォン決済アプリにより納付された場合、納付書に納付済みである旨を記入するなどし、二重に納付されないようご注意ください。
- ・コンビニ収納用バーコードが印刷されたすべての納付書で利用いただけますが、30万円を超える納付書はご利用いただけません。
- ・アプリの利用は無料ですが、通信料は利用者の負担になります。
- ・領収書の発行・送付は行えませんのでご注意ください。



※従来通りPayB<sup>ペイビー</sup>もご利用いただけます。

### ◆問い合わせ先

【住民税(普通徴収)・国民健康保険税・軽自動車税・固定資産税]	税務課 収納担当	☎ 0748-52-6570
【水道(簡易水道)料金・公共(農村)下水道使用料]	上下水道課 上水道担当	☎ 0748-52-6576
【保育料(給食費)]	子ども支援課 子ども支援担当	☎ 0748-52-6583
【介護保険料]	長寿福祉課 高齢者福祉介護担当	☎ 0748-52-6501
【後期高齢者医療保険料]	住民課 保険年金担当	☎ 0748-52-6584



# 統計調査員を募集しています

統計調査は、国や地域の社会経済の動きや国民生活の実態を知るために、欠かせない指標となります。

そのため、国勢調査をはじめとしたさまざまな統計調査が行われ、それらの調査の第一線で活躍していただくのが「統計調査員」です。

町では、統計調査員としてご協力いただける方を、随時募集しています。

## ☆調査員の仕事

調査票の配布や回収、回収した調査票の点検や整理などの仕事をさせていただきます。

## ☆登録していただける方

1. 満20歳以上の方
2. 責任を持って調査事務を遂行できる方
3. 守秘義務を守れる方
4. 警察・税務・選挙業務に直接関係のない方
5. 暴力団員でない方、または暴力団員と密接な関わりがない方

## ☆調査員になるには？

登録申請書を役場3階企画振興課に提出していただきます。詳細は、下記へお問い合わせください。

## ☆調査の報酬

統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の内容や受け持ちの件数によって異なりますが、おおむね2万円〜6万円です。

## ☆調査の案内

調査を実施する1、2か月前に町からご案内します。ご自身の都合に合わせて、調査業務に従事するかをお選びいただけますので、空いた時間を有効活用して調査を行っていただけます。

## ☆統計調査員の身分

統計調査員は、総務大臣や県知事から調査ごとに任命される非常勤の公務員となり、守秘義務が課せられます。

なお、調査活動中に災害にあった場合は、公務災害補償が適用されます。

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎ 0748-52-6552

# 児童手当制度が変わりました

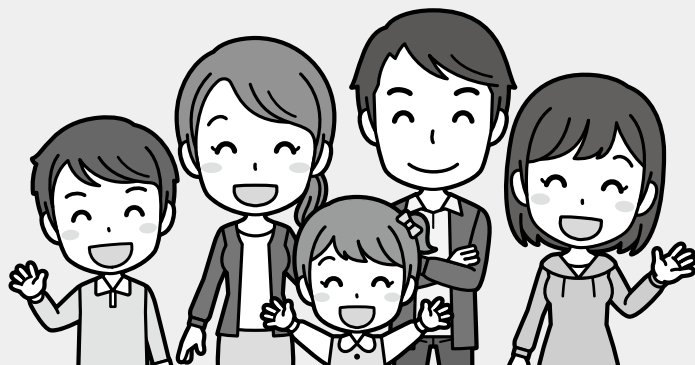
## ○毎年6月の現況届が原則提出不要となりました

児童手当受給者は毎年6月に現況届の提出が必要でしたが、令和4年度より提出が原則不要となります。

ただし、次の方については引き続き現況届の提出が必要となりますのでご注意ください。(対象の方には町から5月下旬ごろに通知します)

1. 町で住所地把握できない、法人である未成年後見人
2. 6月1日現在で配偶者と離婚協議中である受給者
3. 住民票のある住所地以外の市町村で受給しているDV避難者
4. 施設・里親の受給者
5. その他現況届の提出が必要と町で判断された受給者

※現況届の提出が不要となったことに伴い、受給者の加入する年金が変わったときは届出が必要となります。加入する年金に変更が生じた際には子どもも支援課で手続きをお願いします。



◆問い合わせ先  
子ども支援課 子ども支援担当  
☎ 0748-52-6583